

5年保存

基勤企発第0729001号

平成20年7月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課長

(契印省略)

職場意識改善助成金の運用について

労働時間等設定改善関係事業等については、平成20年4月1日付け基勤企発第0401003号「労働時間等設定改善関係事業等の運用について」によりその具体的な取扱い等を指示していたところであり、職場意識改善助成金（以下、「改善助成金」という。）における職場意識改善計画認定の申請については、支給対象事業主が職場意識の改善に取り組む期間を考慮して、同通達記の第5の4において7月末日までとしているところである

しかしながら、改善助成金の支給開始初年度である本年度は、より長期の周知期間が必要と判断されるとともに、現在、改善助成金の申請件数にも余裕があること等から、改善助成金の申請期限を本年度に限り8月末日までとするので、了知の上、適正な運用に遺憾なきを期されたい。